

社会福祉法人和木三志会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和木三志会定款第8条および第21条の規定に基づき、当法人の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 理事会、評議員会並びに監査に出席した役員等に対して、各会議等への出席1回につき、別表1に定める額の報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、会議等の開催の都度支給するものとする。

(重複給与の調整)

第4条 当法人の常勤の職にある役員等については、この規程による報酬は、これを支給しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表 1

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5, 000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	3, 000円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	8, 000円

(3) 監事

	日 額
理事会への出席	8, 000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	5, 000円
監事監査への出席	8, 000円
監事監査への出席 (会計監査)	20, 000円